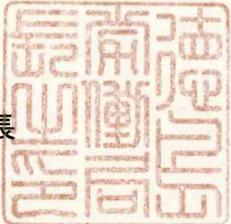


徳労発雇均 1114 第 1 号
平成 30 年 11 月 20 日

徳島県中小企業団体中央会会長 殿

徳島労働局長



年末年始における年次有給休暇の取得促進について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。年次有給休暇の取得率は、平成 29 年において 51.1% と 18 年ぶりに 5 割を超えたものの、依然として政府目標である 70% とは大きな乖離があるところです。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日閣議決定）においても、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得を一層促進する取組が求められているところであり、本年 6 月 29 日に働き方改革を推進するための関係法律に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）が第 196 回国会において可決成立し、同年 7 月 6 日に公布され、このうちの改正労働基準法により、年次有給休暇の確実な付与（年 5 日の年次有給休暇の時季指定及び付与）も盛り込まれたところであります。

これらを踏まえ、厚生労働省では、時季を捉え年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進することとしており、本年の夏季及び年次有給休暇取得促進期間（10 月）の取組に続き、年次有給休暇を取得しやすい年末年始における連続休暇の取得に向けた社会的気運の醸成を図るとともに、来年度から始まる年次有給休暇の時季指定義務を履行する視点からも計画的付与の導入は重要と考えられるため、当該計画的付与等の促進を図るため、ポスター、リーフレット等を活用した広報、全国主要駅へのポスター掲示等労使に対する働きかけを行うこととしております。

貴職におかれましても、この趣旨を何卒ご理解の上、ポスター及びリーフレットを掲示・配布していただきますとともに、別紙広報文例をご参考に広報誌やホームページなどにより周知にご協力いただきたくお願い申し上げます。